

川西市ケアプランデータ連携システム導入活用促進事業の手引き

令和8年8月3日
川西市福祉部介護保険課

【1. 補助対象者】

川西市内に事業所又は施設を有する介護サービス事業者であって、次のいずれにも該当するもの。

- (1) 交付申請日時点で、ケアプランデータ連携システム(以下「システム」とする。)を導入していないこと
- (2) この助成金の対象経費について、他の法律等に基づく助成金の交付を受けていないこと

【2. 補助対象経費】

- ① ケアプランデータ連携標準仕様に対応した介護ソフト、PC等のシステムの利用に必要な経費
- ② 事業所の生産性向上を支援する業務コンサルタントの活用に必要な経費
- ③ 介護事業所が主導して連携先事業所を探索し事業所グループ構築に繋げるために必要な経費
- ④ システムの活用に係る研修に必要な経費

【3. 補助金の額】

100,000 円(上限)とします。なお、この金額は上記補助対象経費①～④の合算額となります。

【4. 補助金の申請手続き】

① 提出書類

川西市ケアプランデータ連携システム導入活用促進補助金交付申請書(様式第 1 号)

② 添付書類

- ・川西市ケアプランデータ連携システム導入活用促進事業補助金所要額調書(別紙 1)
- ・事業計画調(別紙 2-1)
- ・川西市ケアプランデータ連携システム導入活用促進事業補助金事業実施計画書
(別紙 2-2)
- ・誓約書(別紙 2-3)

③ 申請受付期間

令和8年8月3日(月)から令和9年2月26日(金)まで

④ 留意事項

交付決定日より前の日の経費は交付対象外経費とします。

【5. 補助金の交付決定について】

交付申請の結果を、川西市ケアプランデータ連携システム導入活用促進補助金交付決定通知書(様式第2号)にて通知します。

【6. 補助金の変更交付申請手続き】

①提出書類

補助金変更交付申請書(様式第3号)

②添付書類

- ・川西市ケアプランデータ連携システム導入活用促進事業補助金所要額調書(変更)
(別紙3)
- ・事業計画調(変更)(別紙4-1)
- ・川西市ケアプランデータ連携システム導入活用促進事業補助金事業実施計画書(変更)
(別紙4-2)

③申請受付期間

補助金交付決定日から令和9年2月26日(金)まで

④申請基準

変更交付申請をする必要があるのは、以下の場合です。

- ・交付決定額から金額が増減した場合
- ・事業を中止する場合
- ・事業を廃止する場合

【7. 補助金の変更交付決定について】

変更交付申請の結果を、川西市ケアプランデータ連携システム導入活用促進補助金交付決定通知書(様式第5号)にて通知します。

【8. 補助金の実績報告手続き】

①提出書類

補助事業実績報告書(様式第8号)

②添付書類

- ・川西市ケアプランデータ連携システム導入活用促進事業補助金精算額調書(別紙5)
- ・事業実施調(別紙6-1)
- ・川西市ケアプランデータ連携システム導入活用促進事業補助金事業実施報告書
(別紙6-2)
- ・補助の対象となる事業に要した費用を支払ったことを証明する書類の写し
- ・消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第4号)
- ・その他市長が認める書類

③報告期間

補助事業完了後20日以内または令和9年3月31日(水)のいずれか早い日

【9. 本事業に関するお問い合わせ】

本事業に関する情報は、下記の市ホームページに随時掲載しますので適宜ご参照ください。

〈情報掲載〉

川西市ホームページ__介護保険

(ページ番号)

1024808

(掲載場所までのルート)

トップページ > 暮らし・手続き > 福祉・介護・健康 > 介護保険・介護予防 > 介護保険

〈お問い合わせ先一覧〉

①補助金の概要・申請手続き等について

川西市福祉部介護保険課

E-mail:kawa0182@city.kawanishi.lg.jp

電話:072 - 740 - 1149(人材確保・施設整備担当)

②ケアプランデータ連携システムの導入や操作方法等及びフリーパスキャンペーンについて

ケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイト

URL:<https://www.careplan-renkei-support.jp/>

問い合わせ:上記 URL の専用フォームからメール送信